

尙本年度に於ては主要農林水産物の生産の確保に付特に考慮を拂ひ、農業勞務者の減少に對する補充の爲新規小學校卒業者中より所要の員數を確保することとした外、農村より農村以外に勞務を供出するに當りても地方的偏倚を避け全國的に之を計畫化すると共に、特に農繁期に就いては農村内に於ける勞務使用の合理化に努め又工場勞務者の一時歸農等の方策をも講ずることとした。

(二) 技術者及熟練勞務者

次に工礦關係技術者及熟練勞務者に關しては、日滿支を通じ其の不足の程度特に著しい現状にある。之が對策として技術者等の養成の爲夙に學校其他の設置等の措置を講じた次第であるが、事柄の性質上其の効果を擧げる迄には數年を要するのであるから、差當りの處置としては、技術者等の短期養成に努めると共に、現在の技術者等の能力が十二分に活用される様凡有る方途を講ぜねばならない。尙技術水準の向上を図ることも刻下の急務であつて、之が爲には從業者各層に對する技術教育の振作徹底に付特に措置することにしたのである。

(三) 勞働力の増強

次に刻下の急務たる生産力の飛躍的擴充の爲には、單に勞務者の數量的調整のみでなく、勞働力の生産性の増進、特に勞務者の資質の向上を期することが緊要なる要件である。依つて之が對策として勞務者の戰時生活の指導施設、體質増強の爲の施設、災害防止其の他の勞働保護施設の整備等各種の方策を綜合して勞働力の保全増強、能率の増進に萬全を期することとした。

(四) 産業報國運動

尙以上の諸方策の實效を擧げる爲には、産業報國運動の擴充強化と勞務管理の刷新とが其の樞軸ともなるので、産業報國運動の中央及地方機構の確立を急ぐこととしたのである。

之を要するに勞務動員計畫の完遂は事業主並に勞務者のみならず、一般國民の勤勞精神の昂揚に俟つ所大であるので、本計畫に對する國民全體の理解と協力を切望する次第である。

厚生省體力局の第一回體力章檢定の實施

厚生省體力局が昨昭和十四年十月一日より十二月十日迄の間に全國一齊に實施せる我が國最初の體力章檢定は我が國體育運動に於ける劃期的施設ともいふべきもので、青年をして體力の國家的意義を知らしめ、自ら進んで身體を鍛錬し、興味を以て日常體育運動に精進せしむるを目的として立案施行されたものである。

この體力章檢定は數へ年十五歳より二十五歳までの男子青年に對して實施せられる(二十六歳以上の者でも特に希望するものについては、受檢を認められてゐる)ものであるが、國防力の充實、産業力の擴充等の國家的目的による次の如き體力標準を定め、之に合格したる者は國に於て之を認定し徽章を與へるものであり、今後は履歷書などにも之を記入し徴兵檢査、簡閱點呼、入學試験、就職等の際にも有力なる體力證明となさしめることになつてゐる。

體力章檢定標準

走—百米	初級	一六秒
	中級	一五秒
	上級	一四秒
走—二千米	初級	九分
	中級	八分
	上級	七分三十秒
跳—走幅跳	初級	四米
	中級	四米五十種
	上級	四米八十種
投—手榴彈投	初級	三十五米
	中級	四十米
	上級	四十五米
運搬—運搬(五十米)	初級	四十種—十五秒
	中級	五十種—十五秒
	上級	六十種—十五秒
懸垂—懸垂屈臂	初級	五回
	中級	九回
	上級	十二回

尙、右の各級は六種目ともそれごとくに初級、中級、上級と合格せねばならぬもので、他の五種目が中、上級でも一種目だけ初級ならば檢定結果は初級となる。合格不合格の別についても同様である。

いま各種目について細説するならば、百米疾走は短時間内に走り抜くところの馬力、敏速度或は巧緻力を検査するのが主旨で、標準程度は他種目のそれと比較して最も低く決められてゐる。多数の者に實施せる結果に鑑みても合格率は五割から六割位に當つてゐる。又この疾走はスパイク靴を使用せず、運動靴、地下足袋又は裸足で走らねばならぬ。

走幅跳は走高跳、三段跳等種々の跳力測定法中の代表として採用されたもので、百米疾走と同じく短時間に最も馬力をかけ最大能率をあげる運動であり、身體の調整力、敏速、巧緻、正確等の能力檢定となる。且つこれらの能力は戦地に於ける不齊地の戰闘、又は塹壕クリーク等に於ける障害突破などの戰闘に直接必要なる要素であるはいふ迄もない。此の跳躍距離の測定は從來の走幅跳の計測の如く踏切線より着地點までの最短距離を計測せず、踏切線の前後何處から踏切つてもよく、その踏切れる足先より着地點までの實距離を踏切線に關係なく測ることになる。

懸垂屈伸は握力、押力等の臂の力の代表として採擇されたもので、頭の位置を正常に保ちながら頤が丁度鐵棒の上に出るのを標準とし其の屈伸回数を測る。屈げ方については片臂づゝ屈けることや足の多少の振動は差支へないことにある。手榴彈投が戰場に於ける塹壕戦や市街戦等の近接戰闘に最有效果の武器の一たるは今大變變によつても愈々明白となる所であるが、この手榴彈投を青少年に奨勵する所以は投擲力を養ふと共に強健なる上體の發達を圖らんが爲である。使用の手榴彈は重量五百四十瓦(百四十四瓦)の金屬性またはゴム製の實物大の擬製品を用ひ、之の得難い場合

は同重量の石塊などを利用してよいことになつてゐる。檢定は投擲方向の正確度よりも投擲の距離を主とし、投擲法は立投、助走も許されてゐる。

運搬は米俵を五十米運ぶもので、米俵は十六貫(六十斤)で今日の機關銃の重さと同様であり本體力章檢定も之を上級の標準としてゐる。本檢定の要點は所定の重量を敏捷に擔ぎあげる力の如何に掛つてゐる。尚、途中で俵を落してもその場所て之を擔ぎあげて續行してもよいことになつてゐる。

二千米疾走は六種目中體力の持久性、持續性を檢定する唯一のもので、戦争に最も必要なる機動力を思ふとき此の種目の重要さは自ら明瞭であらう。單に脚力といふよりも心臓、肺臟、胃腸など内臟機能の働きの關係多く、この種目一つによつても或る程度の體力の判定は可能なりといつてよい。

尚、昨昭和十四年の第一回體力章檢定の結果について厚生省體力局の公表せる概要は以下の如くである。

#### 昭和十四年度體力章檢定實施に鑑みて

國家が國民に要求する一定の體力標準とも稱すべきものを表示し、之に合格したる者にはその體力を認定してこれに體力章を授與する。言ひ換へれば唯漫然と運動を奨勵するのではなく具體的な目標と内容を明示し之に向つて青少年の體力を練成し、體力水準を高めようとする。この方法は見方によれば我が國體育運動の劃期的施設とも云ふべきもので、この意義ある我が國最初の體力章檢定が昭和十四年十月一日より十二月十日迄の間に全國一齊に實施せられたのであつた。

實施對象は數へ年十五歳から二十五歳までの徴兵適

齡者を中心としたる男子青年層で、これを市區町村學校其の他の團體に於てそれ〴〵實施された。しかしその結果成績は各道府縣に於て取纏められ、大學、高等專門學校の分は文部省に於て一括し、合格者に對する體力章下附手續と共にそれ〴〵の成績が厚生省に報告された。厚生省ではこれらの材料を基礎に各級合格者の總計や、該當年齡者と受檢者の割合や、受檢者と合格者の割合、或は年齡層と合格率の關係や或は府縣別の成績比較等國民體力の一斑ともなるべき貴重な資料は目下取纏め中等である。これ等の統計を觀るに、十五歳から二十五歳迄の男子青年層と云へば國防力、生産能力等に至大の關係をもつものであつて、これら青年層の健康状態乃至は運動能力が比較的はつきり表はれてゐるので國力に深き關係ある調査である。

従つて具體的な發表はさし控へることになつてゐる爲、こゝには單にその實施成績の概括的なものを發表するに止め、將來引續き體力章檢定を實施する上に殘されてゐると思はれる主なる問題を取りあげて參考に資したい。

#### (一) 受檢者數

内閣統計によると十五歳より二十五歳迄の男子該當年齡者は、約六百八十萬と見てその中約五割の三百四十萬、一府縣平均七萬人が受檢者數と云ふのが本企畫の基礎數である。

しかし準備が多少遅れたためか、東北、北海道地方は氣候の關係上受檢者が比較的尠なかつた。それを中心に體育的行事特に明治神宮國民體育大會を中心とした地方豫選や地方大會等の催も多かつた關係もあらう。それに云ふまでもないが事變の關係

もあるが、今度の受檢者數の成績は可成り良好だつたと云へよう。

その中特に學校關係の受檢率の高いのは教練料の協力を得た點でもある。中等學校に於ては約八十五%、大學、高等、専門學校に於ては六十%までが受檢してゐる。指定會場として認めたる工場會社等の従業員も可成りの成績で特に岐阜、福島、兵庫、石川、大阪等では相當多數の受檢者を集めたやうである。縣全體の成績を觀ると振はなかつた縣でも、該當年齡者の約三割となつてゐる。

(一) 合格比率

これは種目と標準の難易が基礎になるが、大體の豫想は初級、中級、上級を含めて約三割乃至四割といふ見込であつたが實施の結果は殆んど之に近い成績をあげたのは頼もしいことである。

最も成績の優秀なものは師範學校で約六割——七割の合格率を示し、これについて大學、高等専門學校は約三、四割といふ所で、中學校は約三割位で、市町村會場が一番劣つて一割五分より二割位のところが多い。指定會場たる工場會社員等の合格率は大體二割五分位のところである。

勿論この合格率は、該當年齡者の殆んど全部義務的に受檢させた學校と、單に有志や希望者のみによつて行はれた檢定会とは非常に條件が異つてくるから一概には比較對照は出來ぬが、兎に角一應はさうした結果を表はしてゐる。

(二) 年齢別に見たる合格率

合格率を年齢層によつて觀察すると成績の最も優秀なるものは、何と云つても二十歳、二十一歳の者

である。十五歳から十六歳、十七歳と年齢の進むにつれ、發育と並行してその合格率の高まることは當然である。然るに二十一歳を最高にして、二十二歳から二十五歳迄の間が比較的よくないのは事變下優秀體力者の受檢に携はらなかつた結果と推斷出來る。

年齢を合格級別に觀る時、最も困難とされてゐる上級合格者は、十九、二十、二十一歳の年齢者にとつて大部分が占められてゐる。

中級になれば十七歳頃からも可成り合格してゐる。初級になると十五歳の年齢に於て約一萬六、七千人の合格もあるが、それが中級になると約五百、上級になると二十名と云ふやうに激減してゐる。こゝで十五歳と十六歳の間に合格率から見て非常な差のあることが特に眼につく。體力的にと云ふか、發育上から見て著しき開きのあることを證明することになる。更に又十七、八歳と二十、二十一歳との間にも上級、中級の合格比率を見るにこゝにも更に大きい體力的な段階のあることが、判然と表はれてゐる。

十五歳のものが此の標準に於て實施する場合幾分の無理のあると云ふ點につき、計畫の當初に於て相當議論せられた問題であるが、青年學校、青年團等の制度の上からも考慮せられた點もあらう。兎に角實施上十分の注意をほらひ、絶対に無理してはならぬと云ふことを痛感する。而して本當に何處の點から鍛錬しても完くこれに堪へ得る、圓滿にして強力なる體力を持つと云ふ年齢はどうしても十八、九歳以上の者でなくてはならぬと云ふやうな事も結果は明らかに物語つてゐる。

(四) 種目の標準と其の妥當性

實施した結果を見るに困難種目として一般には二千米、手榴彈、重量運搬があげられる。走幅跳は中程度で、懸垂と百米が最も容易な種目であるとされてゐる。東京帝大に於て百八十名に實施した成績の發表を見るに、不合格になつた直接原因を示す種目を人數の上から見て百米五名、走幅跳三名、懸垂七名、手榴彈十六名、運搬十七名、二千米三十七名と云ふ數字でこれを示し、二千米が受檢者の鬼門にあつたとされてゐる。しかるに熊本師範學校生徒三百五十六人について、その成績は不合格者、百米五名、二千米九名、懸垂と走幅跳が各十一名、運搬が二十八名、手榴彈七十三名と云ふことで、手榴彈が最も困難な種目と云ふことになつてゐる。又山梨縣の鏡中條と云ふ片田舎の青年學校(特に體育の盛な學校)の成績を觀るに年齢十五歳のものにして、二千米は殆んど九十五%まで合格してゐると云ふ成績をあげてゐる。

職業により又都會と地方により、生活環境から自然に運動能力が支配されることも明らかであると共に更に日頃の修練の如何と云ふ事が大きい問題となつてくる。そこに體育運動の重要性と價值性があるわけである。併し何れにしても二千米、運搬、手榴彈の三種目は困難で、その中でも特に手榴彈が鬼門であつたやうである。

種目標準について強き加減が六種目一定してゐないこと云ふ意見を實施者からよく聞くが、二千米、手榴彈、運搬については、時局下國防的見地より創案されたものであることを明らかにされたい。

(五) 十五年度も實施する

以上は第一回檢定の概要であるが、之を要するに最初の時としては優秀な成績をあげ、この施設は今後益々國民體力の増強を圖るために必要である以上、體育國策上國家行事として繼續されねばならぬことはいふまでもない。

十五年度に於ては既に之が實施費として、二十五萬圓が計上せられ、大藏省の査定も終つてゐる。本年度は昨年度に比し主催者も一年の經驗を積み又受檢者に於ても、十分の準備練習期間もあれば實に於ても數に於ても、一層充實したる檢定會が期待せられる。

不合格者は自己の短所とする所を補強して光輝ある本年度の合格を期して努力し、合格者は更に上級を目指して本年度も見ごと合格するやう一層の努力を希望して已まない。かくして毎年の體力章を獲得して五年なり十年なり連續合格したる者については特別體力章の必要となつてくることも豫想されるのである。

(六) 檢定種目と標準

一度檢定種目を決め標準を決定して實施した以上はその結果に非常な不合理があるとか特別な事情の起らぬ限りこれを改變することは面白くない。殊に今度の種目や標準に關しては國民體力の一面の要求點を明示したものである以上一朝一夕に變更すべきものもあるまい。

たゞ此處に本年度の實施に徴し、十五、六歳の者や初級に合格しない程度の者にも興味を持たせる奨励方法として初級以下に二階段、若は三階段の準

級を設けることが一層效果的であり、又不合格者の状態を知る上からも必要なことであることがわかつた。既に縣又は市、學校等に於て初級を基礎として準級なるものを作り實施してゐるところも可成りある。参考のため名古屋市並に關東州中等學校の準級標準を掲げる。

名古屋市體力章檢定標準

(厚生省體力章檢定實施方法による)

種別	準級
一〇〇米疾走	一六秒一—一七秒
二〇〇米疾走	九分三一秒—一分三〇秒
走幅跳	三米五〇—三米九九
手榴彈投	三〇米—三四米九九
運搬五〇米	三〇秒—一五秒以内
懸垂	二回—四回

關東州中等學校體力章檢定標準(準級)

種別	甲	乙
一〇〇米疾走	一七秒以内	一七秒以上
二〇〇米疾走	九分五秒	一分以上
走幅跳	三米五〇以上	三米五〇以下
手榴彈投	三〇米以上	三〇米以下
運搬四〇趾五〇趾	二〇秒以内	二〇秒以下
懸垂	四回	三回以下

尙走、跳、投、運搬、懸垂は運動形式の代表的なものであるが、右の外我が國體育運動の現状に即し又現下の諸情勢から考へて、水泳、武道、スキー、匍匐、行軍、乗馬、射撃等の種目も加へ、完備した體力章檢定標準を定めて第二軍國防能力強化を計らねばならないが、それは今後の問題として殘し、先

づ第一回は總ての者がどこでも容易に實施出来ること云ふことを主としたのである。

(七) 實施時期と期間

實施時期のことについて府縣當事者の意見を聴くと、地方の事情により可成り條件が異つてくるやうであるが全國的に見てその他の體育的行事や農閑期等のことを考へると八、九月頃が一般に適當の時期のやうに考へられる。

それから一日に全種目を合格せねばならぬと云ふことと、一年一度限りと云ふやり方であるが、かかる施設を早くから實施して非常な成績をあげてゐるドイツのやり方を見ると、十年中を通じて毎週一日を決めて檢定日となし、所定の檢定會場に行けばいつでも檢定員が居つて檢定が受けられることになつてゐる。又全種目を順次受けて一箇年以内にはさへ全部をとればよいことになつてゐる。かかることは施設や組織の問題となるが將來に於てかうした方法や時期の問題については一層研究する餘地がある。

一回受けて失敗したから、來年迄待つと云ふことではなく比較的近い期間に於て再檢定が受かると云ふやうになればより合理的であらう。受檢者が不得意とする種目について一層の努力を拂ひ上級に合格せんとして不斷に練習するところによい所がある。

(八) 練習期間と指導

今回は發表の時期が切迫してゐたことと、物資統制の關係上用具の揃はなかつたために、準備練習どころか檢定會も漸く間に合つた位で、受檢者が始めて手榴彈を握つたり、六〇趾の俵を擔いで見たりと云ふ有様であつたが云ふまでもなく體力章檢定

は單なる検査でなく獎勵の手段である以上不斷の練習とそれが生活化されて行く所迄持つて行かねばならぬ。是非十分の練習機關と適當なる指導が必要である。それが爲には府縣別に可成り早めに一切の計畫を樹て検査員等を中心としたる指導者講習會を開催して要項なり、規定なりを十分徹底させ、指導者陣の強化を期する準備が是非必要である。

受検者は始めての経験で已むを得ぬとしても、本年の實施状況を見ると検査員に於てすら、要項、方法、審判等の不十分なるもの可成りあつた。今後は一定の検査委員資格のやうなものも必要である。

(九) 検査員の立場

検査員は公平無私で厳正で毅然たるものでなくてはならぬ。然しながら徒らに監督や、監視が主にになり命令的、強制的立場では、體力章検査の目的から凡そ遠ざかつてくる。熱意が有り、飽くまで親切で指導的態度が大切である。寧ろ受検者の自發的、自治的空氣を誘導する検査員が望ましい。或は準備練習を加へ適度の休憩をも與へ要領についての十分の示範、補正等を施すと云ふことによつて受検者に自分の能力を發揮せしめることが必要である。嚴肅真劍なると共に他面和氣霽々たる空氣の漂ふ一町村一家族主義の楽しい検査會場であらしめたい。

一例をあげれば今回東京市内の検査會場を見て感じた事であるが、區の方々や、在郷軍人、青年團、學校職員の方々が、青年を中心として一致團結、和氣霽々たる中にも規律正しく行はれてゐたが、この事は社會的、團體的訓練上から云うても誠に意義深

いものであり國家の將來を思ひ眞に力強く感じた。特に芝公園に於ける検査會は午後五時から行はれるのであつて、此處に参加する者は晝間各の職場に於て一生懸命に働いてゐる大衆青年達である。國策の一翼に携はる意氣込の幹部の方々の熱心な指導監督により會場の整頓と云ひ運行と云ひ、實によろしく之に伴つて青年達の嚴正にして、きびくとした態度而も明朗快活に力闘してゐるのを見た時、何か胸のつまるやうな感激を覺えたのであつて、これこそ始めて眞に働き得る強健なる興亞戰士、産業戰士が生れるのである。體力章を授與される程の者は又町一番の働き手でなければならぬ。かくてこそ體力章も一層その輝きを増すのであると感激した。

(十) 國民五種競技の提案

今回最初の年ではあつたが數へ年十五歳より二十五歳迄の男子青年層數百萬の若人によつて實施されたこの五種類六種目の運動は彼等に十分な認識と興味とを與へたものであり、之が青少年の身心構成の基本形式のものとなつて來た。直接的には國防力、産業能力の擴充強化を企圖する國策より出發した具體的方策とも云へようが本來スポーツが持つ本質的な最も尊き一面たる、より高きものを追及する闘志と深き興味の息吹きによつて國民五種競技と云ふやうなものにまで之を導くべき事を提唱した。

而して日本體育運動一年の總決算とも稱すべき明治神宮國民體育大會の種目に加へ全國幾千人かの上級合格者の中から府縣の代表として五名なり十名

なりが選ばれてこの種目の競技を晴の外苑競技場で競ふと云ふやうな事になれば更に興味も深まり、一般の勵みも出ると思ふ。

從來の五種競技のやうに等位による採點でもよく、又十種競技のやうに各種目に互り合格標準記録を基礎として、各種目百點か千點かを適當に盛ると云ふことも面白からう。

この度の成績について各種目の最高記録を拾つて見れば百米十二秒、二千米六分十秒、走幅跳六米、手榴彈六十五米、懸垂三十回、運搬十二秒二と云ふやうな具合に夫々各種目の到達すべき大體の限度も自ら明らかにされてゐる。

(十一) 崇高なる國民の義務にまで

第一回の體力章検査の實施は我が國男子青年層の體力の埋藏量と云ふか、青年體力の總和と云ふものが或る程度まで明確にされ體力章を胸間に佩用する合格者が全國幾十萬かゞ生れて來た。此處に強力なる第二軍の編隊の基礎が出来たものであると云へる。

今後全國各市町村に於て或は道府縣或は全國的に之等の體力章佩用者による一丸的の組織と潑刺たる活動の機會を作る機運にまで之を導き度い。

かくて體育的行事には勿論何處の職場にも、進んでは聖戰の第一線に於て或は北滿の荒野に、ソ滿國境に雄々しく奮闘する同胞青年の胸間にやがてこの體力章が輝いてこそ青年の魂を揺り動かすシンボルとならう。青少年がこの標準に到達せんとする熱意と努力とは進んで報國臣民の崇高なる義務觀念にまで結びつく所に一層の効果がある。